

Team Sapporo-Hokkaido グリーンファイナンス・フレームワーク実施要綱

令和7年(2025年)12月22日
Team Sapporo-Hokkaido事業推進協議会事務局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、北海道内のグリーントランスフォーメーション(以下「GX」という。)事業に国内外からの投資を呼び込むため、脱炭素への貢献度を示すグリーン基準と地域との共生の度合いを示す地域サステナビリティ基準の2つの観点による評価基準を定めた「Team Sapporo-Hokkaidoグリーンファイナンス・フレームワーク」(以下「本フレームワーク」という。)に基づく、GX情報プラットフォームへの登録等に関する事務手続きなどを定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) グリーンファイナンス

環境改善効果のある適格なプロジェクトに資金を充当することを目的とした金融手法をいう。

(2) GX情報プラットフォーム

北海道内のGX事業やその環境改善効果、貢献度並びに関連する金融商品の情報を可視化することで資金調達の促進や多様化を図り、GX関連投資とサプライチェーン構築を推し進めるためのプラットフォームをいう。

(3) GX事業者

北海道(海域を含む)でGX事業を行う事業者をいう。

(4) 登録

GX事業に関する情報をGX情報プラットフォーム又はTeam Sapporo-Hokkaido(以下「TSH」という。)のホームページに掲載することをいう。

(登録の依頼)

第3条 本フレームワークとの整合について外部レビュー機関から第三者評価を取得したGX事業者は、次に掲げる書類を提出することにより、TSH事業推進協議会(以下「協議会」という。)に対して登録を依頼することができるものとする。

(1) 登録依頼書

(2) フレームワーク利用に関するチェックシート

(3) 誓約書

(4) 第三者評価書の写し

(5) その他協議会が必要と認める書類

2 前項に定める書類の提出先は、TSH事業推進協議会事務局とする。

(登録資格)

第4条 前条により登録を依頼することができるGX事業者は、次の各号を全て満たすものとする。

(1) GX事業者において、租税公課の滞納がないこと。

(2) GX事業者及びその関係者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律による定義)

る法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないこと。また、北海道暴力団の排除の推進に関する条例(平成22年12月17日北海道条例第57号)並びに札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年2月26日札幌市条例第6号)に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者でないこと。

- (3) GX事業者において、その他、公序良俗に反する行為及び重大又は悪質な法令違反がないこと。

(外部レビュー機関からの第三者評価)

第5条 協議会は、第3条の依頼を受理したときは、本フレームワークとの整合が確認できる第三者評価書が、『Team Sapporo-Hokkaidoグリーンファイナンス・フレームワークマスターフレームワーク』2.3項で定める外部レビュー機関により提供されているかを確認する。

(グリーン基準)

第6条 協議会は、第3条の依頼を受理したときは、同条第1項第2号及び第3号に掲げる書類により、グリーン基準について、各評価ラベルとの整合を確認する。

(地域サステナビリティ基準)

第7条 協議会は、第3条の依頼を受理したときは、同条第1項第2号及び第3号に掲げる書類により、各評価ラベルとの整合を確認する。

2 地域サステナビリティ基準は、GX事業が持つグリーン性を前提に、付加的に実現される社会的効果を評価対象とすることから、前条による確認を必ず受けなければならないものとする。

(登録の実施)

第8条 協議会は、第3条の依頼があり、第5条から第7条の規定を満たすと認めるときは、当該GX事業を登録し、情報を発信する。

2 登録する内容は、フレームワーク利用に関するチェックシートに記載する、ポジティブインパクト(計画時点のもの)を含むものとする。

3 協議会は、登録を認めたときは、当該GX事業者に対し通知する。

4 協議会は、情報発信の際に本フレームワークとの整合を明らかにするため、GX事業者が外部レビュー機関より取得した第三者評価を公表することができる。

(依頼の訂正と登録対応外の対応)

第9条 協議会は、第3条の規定により提出のあった同条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類の内容に不備や誤りがあったときは、当該GX事業者に対し訂正を求めることができる。

2 協議会は、前項の訂正に係る要請を受けたGX事業者が要請に応じない場合は、当該依頼についてGX情報プラットフォームに登録しないこととし、その旨を当該GX事業者に対し通知する。

(登録内容に関する報告)

- 第10条 登録を受けたGX事業者は、登録の日から1年を経過した日から1年以内及び直近の報告の日から1年以内ごとに、年次報告書を提出し、協議会に報告するものとする。
- 2 年次報告書に記載する内容は、第8条第2項に規定するポジティブインパクト(計画時点のもの)と実際の環境改善効果などを比較するものとする。
- 3 前項によらず、第3条に掲げる各書類の内容に変更が生じた場合は、GX事業者は速やかに協議会に報告するものとする。

(登録の取消し)

第11条 協議会は、登録を受けたGX事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その登録を取消すことができる。

- (1) 第3条の規定により提出のあった登録依頼書又は各書類の内容に虚偽の申告があると判断される場合
 - (2) 第4条に規定する資格を満たさないと判断される場合
 - (3) その他協議会が登録の取消しが適当と認める場合
- 2 協議会は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けたGX事業者に対し通知する。

(登録の辞退)

第12条 登録を受けたGX事業者は、登録辞退依頼書を提出することにより、協議会に対して登録の辞退について申し出ることができるものとする。

- 2 協議会は、前項の申し出を受けたときは、速やかに当該申し出に係る登録を取り消すものとし、取り消し後、当該GX事業者に対し通知する。

(調査)

第13条 協議会は、本フレームワークとの整合及び登録可否確認の範囲において、GX事業者及び外部レビュー機関に対し、調査を実施するほか、書類などの提出を求めることができる。

- 2 協議会は、年次報告書の内容について確認するため、登録を受けたGX事業者に対して調査を実施するほか、書類などの提出を求めることができる。

(損害賠償)

第14条 この要綱に基づき発信される情報は、いかなる金融商品・サービスについても推奨、推薦、助言を行わないものとする。

また、前条に基づく調査は任意で実施するものであり、GX事業者と協議会及びTSHの間には何ら契約関係が発生するものではなく、これらに起因する損害賠償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

- 2 この要綱に基づき発信される情報は、外部レビュー機関が実施した第三者評価を基にしており、その内容について協議会及びTSHは検証や監査を行わず、確認する義務を負わないこととし、これらに起因する損害賠償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

- 3 この要綱に基づき発信される情報、又は、第11条による取消しにより生じた損害に対し、協議会及びTSHは損害賠償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(その他)

第15条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は令和7年(2025年)12月22日から施行する。